

高額医療費給付に関する交付金における個人情報の共同利用について

三菱UFJニコス健康保険組合（以下「組合」という）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報保護法第23条第4項第3号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的および⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について本人が容易に知りうる状態に置いているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を他に提供できることとされています。

1. 共同利用の趣旨

健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会（以下「健保連」という）と組合が、共同して実施している事業です。

この事業は、高額な医療費給付が発生した際、健保財政の不均衡を調整するために財政調整事業拠出金を財源として実施されています。

2. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

該当する「診療報酬明細書」（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という）の写しおよび当該レセプトに係わる患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額等を記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連高額医療グループに提出します。

3. 共同利用者について

健康保険組合連合会 高額医療グループ

4. 共同利用者およびデータを取り扱う人の範囲

(1) 利用目的

高額医療費交付申請の審査・決定ならびに高額医療費の分析等（高額医療費の動向に関する記者発表のための基礎資料）に利用しています。

(2) 共同利用する人の範囲

当組合 事業担当者、事務長、常務理事

健保連 高額医療費交付事業担当者、高額医療グループ

データ処理委託業者（財団法人社会生産性本部 社会情報システム部）

5. 個人情報の管理について責任を有する者

当組合 個人情報取扱責任者

健保連 高額医療グループ マネージャー

〒107-8558 東京都港区南青山1-24-4

電話 03-3403-0557